

産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース報告書

— 処理の「受け手」から資源等の「創り手」への転換 —

平成 27 年 11 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

タスクフォース報告書目次

1. タスクフォースの設置と活動の状況 … 1頁

- (1) 経緯
- (2) メンバー構成
- (3) 段階的な検討
- (4) 主な活動内容
 - ①現状の課題の把握
 - ②10年後の日本の姿
 - ③目指すべき将来像の検討
 - ④有識者等へのヒアリング
 - ⑤事業者へのアンケート調査

2. 産業廃棄物業界の振興方策 … 6頁

- (1) 資格制度の創設
- (2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討—
- (3) 技術レベルの向上
- (4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
- (5) 海外展開
- (6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

3. その他の重要と考えられる事項 … 11頁

- ・別紙 1 … 12頁
- ・別紙 2 … 14頁

*別冊「タスクフォース報告書資料編」

産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース報告書

— 処理の「受け手」から資源等の「創り手」への転換 —

1. タスクフォースの設置の背景と活動の状況

(1) 経緯

全国産業廃棄物連合会内では、発足当初より産業廃棄物に係る業法（以下、「業法」）の制定を望む声があった。そのことを反映して、全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」）の最近の事業計画中には、適正処理等の多くの公益事業に加え「業界の将来ビジョンの検討」が盛り込まれていた。

一方、平成 26 年春には、建設業法における許可に係る新たな業種区分として「解体工事業」を 29 番目の業とするための改正法が国会に提出された^(※1)（5 番目の「とび、土工、コンクリート工事業」の一部から独立）。このことが、平成 26 年 2 月 21 日金沢市で開催された全国正会員会長・理事長会議で議論となり、その結果、業界の将来ビジョンの検討のための具体的な形として、産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース（以下、「タスクフォース」）を設置し、業法を含めた振興策の案を検討することとなった。

(※1) 「建設業法等の一部を改正する法律」は平成 26 年 6 月 4 日に公布され、建設業者の責務として、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない旨、規定された。

そして、平成 26 年 8 月 7 日に（公社）全国産業廃棄物連合会の法制度対策委員会の下に、「タスクフォース」が設置された。(※2)

(※2) 当日の法制度対策委員会の議事録からの抜粋は『資料 1（別冊「資料編」1 頁）』である。

タスクフォースの設置にあたって、①「連合会の委員会、部会、都道府県協会、外部の有識者等の関係者及び関係団体等の様々な意見・提案を聴取すること」、②「聴取結果を複数の視点から整理して提言書として取りまとめ、その提言書を理事会及び法制度対策委員会に提出すること」を主な目的とすることが合意された。

(2) メンバー構成

連合会の石井邦夫会長からの委嘱を受けて、以下の 8 名がタスクフォースを構成した。会合等の開催状況は『資料 2（別冊「資料編」3 頁）』のとおりである。

座長：加藤 三郎（株式会社環境文明研究所代表取締役所長）
メンバー：加藤 宣行（加藤商事株式会社代表取締役社長）
川本 義勝（全国産業廃棄物連合会政治連盟業法担当理事）
島田 康弘（株式会社市川環境エンジニアリング秘書役）
杉田 昭義（杉田建材株式会社常務取締役）
橋詰 博樹（多摩大学グローバルスタディーズ学部教授）
藤枝 慎治（萬世リサイクルシステムズ株式会社代表取締役）
藤村 コノエ（3R 活動推進フォーラム理事、NPO 法人環境文明 21 共同代表）

（３）段階的な検討

法制度対策委員会です承された、検討の段階は以下のとおりである。

○第一段階

様々な有識者から産業廃棄物処理業の将来像や業法を含めた振興策のアイデアを聴取するとともに、アンケート調査により連合会の正会員の会員企業の声を聴く（中間処理業と最終処分業の許可を有するすべての会員企業と、都道府県協会ごとに選定された収集運搬業の許可を有する 20 社/県）。そして、聴取結果を複数の視点から整理し、報告書（提言書）としてまとめる。

○第二段階

報告書（提言書）に基づき、立法措置を含めた制度的な対応案を明らかにする。

今回の報告書は、第一段階のものである。

（４）主な活動内容

タスクフォースは、「産業廃棄物処理業の健全な発展を促し、支援するための望ましい法制度の在り方を、業界外部の目も交えて、専門的に検討する。」との認識の下、第一段階の検討を行った。

①現状の課題の把握

タスクフォースとしては、産業廃棄物業界の現状の課題を次のように大きくとらえた。

○人口減少に伴う経済規模の縮小など、日本の社会経済の状況は刻々と変化しつつある。産業廃棄物業界においても、排出事業者の資源化努力や製造業、サービス業の海外展開の進展による産業廃棄物量の減少などが現実となってきている。また一方で、廃棄物の再資源化・エネルギー化など、資源循環の新しい発展の芽も育ちつつある。

○このように激しさを増す社会の変化に対応するため、ほとんどが中小企業^(※3)である各処理業者でも懸命な努力が続けられており、適正処理を目的とする現行の廃棄物処理法では、資源循環など新しい局面に対応し産業廃棄物業界の発展を促進する新たな法制化が必要との意見が盛んに出てきている。

(※3) 資本金が5,000万円以下、従業員が50人以下の企業が多数を占める。

②10年後の日本の姿

また、2020年には、産業廃棄物の制度が廃棄物処理法に導入されてから50年(半世紀)を迎えることもあり、産業廃棄物業界の将来を長期に見据えて議論する必要性が感じられた。そして、産業廃棄物業界との絡みから2025年前後の日本の姿を8分野において展望した。

人口の減少・少子高齢化の深化

- 人口の減少(毎年50-70万人減少)
 - 労働人口の減少(毎年70万人前後)
- ⇒人材確保の重要性

- 女性の活躍

財政の窮乏

- 国・地方共に財政窮乏
- 公共インフラの維持管理が困難

産業構造の変化

- 製造業・サービス業のグローバル化
- 農林水産業の6次産業化(企業化)の進展
- 医療・介護を含むソフト産業のウエイトアップ

気候変動の激化と対応の強化

- 排出規制の強化(固定・移動発生源への規制とともに、クレジット・排出量取引等の

経済的手法の活発化)

- 省エネ・節エネや廃熱利用の普遍化
- 各種再生エネの拡大利用

資源の枯渇と価格の高騰化

- 廃棄物再資源化の普遍化
- 技術・施設・人材のレベルアップ

自然災害の多発

- 異常気象(暴風雨、ゲリラ豪雨、竜巻など)の常態化に伴う災害廃棄物の大量発生
- 大地震・津波のリスク増大

産業廃棄物業界の海外展開の深化・拡大

- アジアのみならず他の新興国(南米など)
- 外国人雇用の一般化

市民・NPOの業界に対する関心度の高まり

- 良き人材の量と質の確保
- 優良企業への差別化進展

③目指すべき将来像の検討

産業廃棄物業界の課題と2025年前後の日本の姿を念頭において、産業廃棄物業界が持続可能な社会に貢献できる業界に発展していく上で、何が重要かを『資料3(別冊「資料編」4頁)』のとおり取りまとめた。急速に変化する社会動向やますます深刻化する地球環境などを踏まえ、業界としての現状の課題も整理しながら、資源循環業(廃棄物から

資源とエネルギーを創る循環業)としての将来を議論した。

ここでは、産業廃棄物業界全体の資質と能力の底上げ、そして先進的な取り組みを進める事業者に対する一層の促進策を意識している。また、廃棄物から資源とエネルギーを創ることが循環型社会の形成につながり同時に低炭素社会の実現に寄与するとの考えが底流にある。

そして、以下のような共通認識をタスクフォースは持つことになった。

【目指すべき将来像】

- 「社会から確実な信頼を得て、廃棄物から資源とエネルギーを創ることを通じて、持続可能な社会に貢献できる業界」を目指す。具体的には、資源の有効利用・効率的管理の受注者/助言者になり、(産業界も含め)社会から信頼され、働く人が誇り(自信や希望)を持ち報われる業界をめざす。

【将来像を実現する方策】

- 廃棄物処理法の適正処理に関する必要な改正に加えて、人材育成や資格制度の整備、技術力の向上、職場環境の改善を行い、このための資金等の支援も得て、新たなビジネス展開(海外展開も含む)が必要である。
- しかし、現状の様々な課題を踏まえると、上記のような将来像を実現する方策の具体化には、現行の廃棄物処理法の改正等だけでは不十分であり、そのための業の振興のための新たな制度が必要ではないかとの共通認識が生まれた。

④有識者等へのヒアリング

タスクフォース内の以上の議論だけでは不十分であることから、タスクフォース内で議論を継続するとともに、内容の充実を図るために、連合会の7名の部会長(5名現職、2名前職)に対するヒアリングを行った。ヒアリングの項目は次のとおりである(ヒアリング概要は『資料4(別冊「資料編」5頁)』)。

- より社会に役立つ業界、信頼される業界とはどのようなものか(その条件)
- そうなるためにどうすればいいか、何が必要か
 - ・自助努力(人材の育成・確保、技術向上、経営の多様化・高度化など)
 - ・制度など外部変化(法律・条令・要綱、財政、金融など)
- 差別化に対する懸念をどう払しょくするか、

さらに、4名の有識者(細田衛士教授、北村喜宣教授、佐藤泉弁護士、阿部鋼弁護士)からヒアリングを、将来像、信頼される企業、法制度(欠格要件、廃棄物の区分、優良認定を含む。)、資格制度等に関して行った(ヒアリング概要は『資料5(別冊「資料編」

6 頁)』。また、解体工事業が建設業法の新たな業種区分になったことが、タスクフォースの設置のきっかけにもなっていることから、公益社団法人全国解体工事業団体連合会の出野専務理事から、新たな業種区分の設定が今後どのようなことを求めることになるかとの観点から、ヒアリングを行った。

⑤事業者へのアンケート調査の実施

タスクフォース自身の議論、内外の関係者からのヒアリングにおける意見を踏まえ、また、タスクフォースによる調査・議論の結果は将来の産業廃棄物業界に大きな影響を与える可能性が大であるとの判断を行い、連合会正会員である都道府県産業廃棄物協会の会員企業に対して、タスクフォースが作成したアンケート票に基づき、アンケート調査を行い会員企業の声を把握し整理した。タスクフォースはアンケート票の作成のため数回会合をもち、適切な問いと選択肢を検討し用意することに努めた（当初、まず都道府県産業廃棄物協会に対して同趣旨のアンケート調査をすることが計画されていたが、まずは業界内の会員企業の考えを聴きだすことが先決であると考えた。）。

アンケート結果の概要は『資料 6 (別冊「資料編」10 頁)』のとおりであり、アンケート票は、中間処理業と最終処分業の許可を有するすべての会員企業と、都道府県協会ごとに選定された収集運搬業の許可を有する 20 社/県に対して送付され（発送数 6,157）、総回答数は 2,619 で回収率は 42.5%であった。

回答では、「新たな業の振興のための制度を盛り込んだ別の法律の制定」を求める意見が 48%と最も多い割合を占めた（問 8）。また社会に役立ち信頼される業界の要素について聞いたところ（問 3）、「排出事業者からの信頼」、「コンプライアンスの確立」、「情報公開により周辺住民等に安心感を与える」ことが重要との回答が多く見られた。

更に、当業界における資源循環事業を後押しする方策としては（問 4）、「技術開発への公的支援拡大」、「人材育成への公的支援」が必要との意見が多く見られた。

そして、次世代が希望と誇りをもって働き続けられるようにするために業界として必要なことを聞いたところ（問 7）、「業界のイメージアップ」や「教育・人材の育成・確保」「資源循環に関する技術力向上」など業界自らの努力、さらには「一般市民への普及啓発」、「資格制度の創設」、「業界内外との連携」が必要という意見が多く見られた。

なお、不適正業者を排除するために、規制の強化もやむなしかとの設問（問 6）に対しては、83%の回答者が「そう思う。」を選択した。

2. 産業廃棄物業界の振興方策

以上の検討の過程を経て、タスクフォースは、当初掲げた「社会からの確実な信頼を得て、廃棄物から資源とエネルギーを創ることを通じて、持続可能な社会に貢献できる業界」という将来像を目指し業界が健全な発展を続けるためには、次に示す「基本的な視点」に基づき、6項目の振興策の具体化が有効であることを提言する（なお、そのような健全な発展にあたり、廃棄物の適正処理とそのためコンプライアンスは前提である。）。

これらの振興策の具体的内容については、引き続き、より良きものとするために検討する必要がある。

【基本的な視点と振興策】

急速に変化する社会の中で、特に産業廃棄物の発生量の減少が見込まれる中、産業廃棄物業界の将来は必ずしも明るいものではない。今後、地域も含め広く社会からの確実な信頼を得て、廃棄物から資源とエネルギーを創ることにより、産業廃棄物業界が持続可能な社会に貢献し健全な発展を遂げるには、様々な変革が必要である。

そのためには、適正処理とそのコンプライアンスを前提として、人材を育成し技術力を向上させることにより、従来のイメージを払拭し社会からの信頼を得ることが肝心である。時代の要請と本業界の役割を認識し、循環型社会づくりと低炭素社会に寄与するために、当業界に対する認識とその実態を、受け手としての“廃棄物の処理・処分”から創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界へと引き上げていくことである。

このことは、単にこの業界の発展のみならず、21世紀にふさわしい持続可能な社会づくりへの貢献としても意義あることである。

このためには、業界自らの変革への強い覚悟とそれに向けた弛まぬ努力とともに、その取組を促進する新たな制度が必要である。そこには、少なくとも以下の6項目の振興策を盛り込むことが効果的であると考える。

＜提案する6項目の振興策＞

- (1) 資格制度の創設
- (2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討
- (3) 技術レベルの向上
- (4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
- (5) 海外展開
- (6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

(1) 資格制度の創設

前述のアンケート調査などでは、より社会に役立つ信頼される業界の姿として、「排出事業者から安心して仕事を任される能力を有し、コンプライアンスが確立されており、地域住民等への安心感を与え、高い技術力を持っている」ことが指摘されているが、今後の課題として産業廃棄物業界の技術力等が広く認知され、社会全体から高い評価を得るための仕組みづくりが必要となる。

その仕組みとしては、事業者（業態ごとに、経営者、管理者、従事者それぞれのレベルで）の能力・経験等を客観的に示すことができる資格制度の創設が有効である。資格制度の創設は、この業界に従事する者が誇りをもって一生懸命に働くモチベーションとなるだけでなく、廃棄物が減少している中において、産業廃棄物業界が排出事業者を含め地域社会からの信頼を引き続き得ていくためにも、非常に重要である。タスクフォース内で提案された資格は『別紙 1 (12 頁)』のとおりである。

なお、資格制度に対しては、資格がないと仕事ができなくなり一部の業者は業界から撤退することを進めるのではないかとの見方もある。タスクフォースにおいても、資格制度の導入のメリット・デメリットの考えが示された（これらは『別紙 1 (12 頁)』の末尾に書き込まれている。）。

- 産業廃棄物業界においては、従来の廃棄物の適正処理に加えて、廃棄物から資源とエネルギーを創り出す循環へと、社会から求められる役割の幅が広がり、技術の高さが求められていることを考えれば、時代の要請に見合った能力等を排出事業者や一般市民にもわかりやすい形で表す資格制度の創設が必要である（業界のイメージアップや社会的信頼の獲得にも有効であり、業界の生き残りのためにも必須と考えられる。）。
- 産業廃棄物業界における資格制度は、他業界での資格制度と遜色ないものとすることも求められる（『資料 7 (別冊「資料編」 33 頁)』に「建設業及び運送業の許可取得に必要な資格」、『資料 8 (別冊「資料編」 45 頁)』に「物流経営士資格認定制度」、『資料 9 (別冊「資料編」 48 頁)』に「物流技術管理士資格認定講座」を参考資料としている。）。

(2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討—

資格制度の有無にかかわらず、廃棄物の適正処理に加えて、資源とエネルギーの循環のために求められる、法的、技術的、社会的な知識は高度化する。社会的信頼の獲得や業界のイメージアップを考えれば、これに見合う営業力や技術力を持つ人材の育成は不可欠である。また、自らの事業のみならず関連する業種に関する専門的知識を持っていれば、排出事業者からの信頼も得やすくなる。こうしたことから、研修等による人材育成の充実は、健全な事業及び業界の発展にとって必要である。

そこで、次のような研修等の人材育成の方向を提案する（『別紙 2（14 頁）』を参照）。また、提案する人材育成の方向を具体化する上では、資格制度及び講習会・研修会を構築し、実際に実施・運営するための母体であり要となる機関を確立しなければならない。一つの案として、関係者・団体等から幅広い賛同と支援が得られることを前提に、連合会が当該の機関として例えば「仮称・資源循環アカデミー」の立ち上げを検討すべきである。

- 許可講習会など、従来の講習は法人の役員に偏りがちであったが、業態に配慮しながら営業や現場で従事する職員にまで、法的、社会的に必要な知識・技能の習得のための講習会、研修会を行う。
- 従来の講習内容に加え、これまで本格的には行われてこなかった、「資源とエネルギーの循環」に特化した内容の研修会も開催する。その際、“会員企業間の協力で現場体験ができる”といった連合会の特性を最大限に活かした独自の研修内容を盛り込む。
- 従来から労働災害が産業廃棄物業界では比較的多く発生しているといわれていることから、研修内容には常に安全衛生の確保に関するものを盛り込む。
- 上記の資格制度と呼応して、資格取得に役立つ、あるいは資格のレベルを維持する講習会、研修会等を行う。

（3）技術レベルの向上

資源とエネルギーの循環を適切かつ効率的に実施するためには、従来の処理・処分技術の改良のみならず、新たな優れた技術の開発が必要となる。前者は日常の処理・処分の操作を通じて着実に進めることができるが、後者の新たな優れた技術を開発する技術力を向上させることは、中小企業がほとんどを占める産業廃棄物業界では簡単なことではない。しかし、技術の改良と開発は困難ではあるが、業界の使命を感じ働く者にとっては、誇り、自信そして働くことのモチベーションを与える。

必要となる技術は、収集運搬、中間処理（選別、破碎、焼却等）、最終処分の業態ごとに大きく異なり、また装置、機械といったハードなものから、廃棄物処理の流れを管理するソフトなものまで様々である。

これまで、これら技術の獲得と導入は、個々の事業者が様々なルートと手段を使い自主的に行ってきたが、今後は、それに加え、社会的意義を明確にした上で中小企業が大多数の業界であることを踏まえ、公的な資金の導入や、前記の「（2）研修等による人材育成」で提案した「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設や活用により、より広く、より速やかに、業界全体の技術レベルの向上を促進する必要がある。

このため、次のようなことが有効と考える。

- 現在業界で採用されている技術を一層改良するための手がかりを得るため、優良な先行事例の研修や関連する技術の情報を得る機会を提供する。
- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術に関係する、事業者、事業団体、研究所、学会等の間で定期的な情報交流の場を持つ。そして、共通の関心を持つ事業者等が分担しながら新たな技術を協同で開発するきっかけをつくる。
- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術の現状を公益的な団体が評価し、より優れた技術を開発するための目標を示す。また、公益的な団体がこのような事業を円滑に行えるよう公的資金を用意する。
- 複数の事業者が協業により各々得意とする分野の技術を持ち寄り、新たな起業を行うにあたり、その協業を金融上あるいは税制上支援する仕組みを作り出す。

(4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進

産業廃棄物業界と処理業者は、これまでも処理業者における廃棄物のリサイクル率向上と、再生されたリサイクル品の利用拡大を目指して様々な取り組みを行ってきた。行政によりリサイクル品の利用が呼びかけられているが、公共事業等の行政分野のみならず広く民間においてリサイクル品の利用を進める必要がある。

民間における利用が進まない重要な要因の一つとして、リサイクル品の品質が客観的に示されていることが少なく、利用者がリサイクル品の採用を躊躇することが挙げられる。また、有害物質の混入が問題とならないなど、一定の品質を満足するリサイクル品を普及するための啓発が十分とはいえないことも事実である。そこで、次の方策を提案する。

- 利用者の信用を得るリサイクル品を廃棄物から製造するためには、バージン材の製造に比して、技術的、価格的に困難な状況があるので、民間事業におけるリサイクル品の利用用途と需要拡大のための新たな措置を官民あげて講じるとともに、利用先にあった主要なリサイクル品の品質基準を定めることが有効と考える。特に、前者については、環境配慮契約法やグリーン購入法の運用が需要拡大を後押しする上で重要である。また、後者については、環境に配慮した品質基準を満足するリサイクル品については廃棄物該当性も含め廃棄物処理法の運用を緩和することが望まれる。
- どのリサイクル品にどのような品質基準（JIS等）を明確にするかの前段として、連合会として、リサイクル品の現状把握に努めるとともに、それを基に環境省等、都道府県に働きかけ、リサイクル品の利用を促進するための施策の強化を求める。
- また、一定以上の能力、技術力のある産業廃棄物処理業者やその共同体には、優

れたリサイクル品を製造できるよう、一定の条件下では、共同体内の業者間の再委託を含め、より自由裁量で事業を行える等、廃棄物処理法上の制度を検討することが適当である。

(5) 海外展開

アジアの国々では廃棄物の適正処理は大きな社会的課題であり、その解決に向けては、これまで日本の産業廃棄物業界に培われた知見、技術と経験には大きな期待が寄せられている。また、海外からの研修生の受け入れは、受け入れる企業にとって人手確保の上で、また研修生本人にとって知識・技能を身に着ける上で、お互いにメリットがある。更に、海外展開を検討している企業にとっては、受け入れた研修生が本国に戻った後、海外展開の色々な場面で協力してくれるとの期待感がある。

産業廃棄物業界の国内における将来を見通すと、海外展開は新たな事業展開としてとらえることができるが、いまだ海外に進出する企業はわずかであり、文化、商習慣や法制度の異なる海外となると、一企業だけで出来得ることには限界がある。

そこで、次のような方策が必要と考える。

- 産業廃棄物処理における公的技能評価システムを連合会が構築し、滞在年数が1年である技能実習1号を、滞在年数が3年である技能実習2号へ移行するための検討作業を行う。その際には、既に述べた資格制度の創設と連携する。
- ITの普及により、一般的な海外情報の入手は容易になっているものの、廃棄物関連法制度など、海外進出に当たり必要な専門的情報の入手は困難なことから、一元的に下記のような関連情報が得られるような仕組みを構築する。
 - ・相手国の廃棄物関連法制度、業界事情、文化と宗教、商習慣、事業者団体・市民団体などに関する情報
 - ・JICA等の国内団体の海外展開のための情報
- 海外進出を検討、企画している企業の社員に対し、次のような研修を実施する。
 - ・現地語、海外勤務の一般的心得、外国人雇用の心得に関する研修

(6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

上記の(1)から(5)までを適正で円滑に実現・実施する上で、公益社団法人である連合会が果たす役割を法的に位置づけることが適当である。連合会が果たす役割としては、例えば、研修を実施する、資格を付与する、技術の評価を公正に行うこと等が該当し、前記の「(2) 研修等による人材育成」等で提案した「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設と活用が考えられる。さらに特に公益性の高い事業には公的資金による支援が望ましい。

連合会の役割強化については、アンケート調査でも要望が出ている。

これらを踏まえて、次のことが必要と考える。

- 連合会の法的位置づけを然るべき法律において明確にするとともに、研修・教育機関としての役割を法定する。
- 連合会の名称を今後求められる役割と機能に沿ったものに改める。
例：「環境創造事業」、「地球循環事業」、「資源循環業」の連合会
- 都道府県協会の役割を、連合会が新たに担う役割と連携して、強化・明確にする。

3. その他の重要と考えられる事項

近年、我が国の産業全体において女性の活躍に対する関心と期待が高まっている。当業界においても、女性経営者をはじめ従業員として多数の人材が活躍するようになっている。

このような流れをさらに拡大していくために、女性の役員や管理職の登用、女性従業員の積極的な採用、女性が働きやすい職場環境の整備、女性の視点も組み入れた事業展開等の取り組みを進めることが重要である。これについては今後とも検討していく必要がある。

次のような資格制度の創設が必要と考える。あわせてメリットとデメリットも示す。

① エネルギー・循環資源製造管理者

- ・対象者 : 全ての業態の全ての人
- ・期待される能力・役割 : 廃棄物を適正かつ高品質に資源化する知識・技術を有する
: 現場力、化学的基礎知識、機械工学の基礎知識を有する
: 低炭素化に関する知識と技術を有する
: 気候変動対策の動向を理解している
- ・授与者 : 連合会 → 将来的には国家資格に
- ・授与方法 : コース (サーマル、マテリアル、ケミカル) 毎に講習と試験

② 産業廃棄物統括責任者

- ・対象者 : 全ての業態の社長、役員または事業所長
- ・期待される能力・役割 : 産業廃棄物に係る安全衛生・労務・法令等を含め、自社の産廃関係業務全般を把握し、経営全般と循環・適正処理に責任を負う
- ・授与者 : 連合会 → 将来的には国家資格に
- ・授与方法 : 座学講習

③ (収・運) 運行管理者、(中間) 処理管理者、品質管理者、(最終処分) 処理管理者

- ・対象者 : 各業態の部門長
- ・期待される能力・役割 : 廃棄物の収集から最終処分までを見通し、その業態・現場をトータルで管理する
- ・授与者 : 連合会 → 将来的には国家資格に
- ・授与方法 : 講習と試験

④ 施設管理者・主任作業員技能者

- ・対象者 : 各施設の施設長
- ・期待される能力・役割 : 廃棄物の収集から最終処分までを見通し各施設を管理する
- ・授与者 : 連合会 → 将来的には国家資格に
- ・授与方法 : 講習と試験

⑤ 排出管理者

- ・対象者 : 処理企業側の役員・事業所長、排出企業側の役員・事業所長・排出管理者
- ・期待される能力・役割 : 排出物の物性を熟知し、循環・適正処理が行われるよう基本的な法令を理解し排出側で管理する

- ・授与者 : (排出企業) 連合会+ α
 : (処理企業) 連合会 →将来的には国家資格に
- ・授与方法: 実務経験 + 講習 と試験

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・業界のレベルアップ、社会的信頼向上（排出事業者、市民）につながる ・技能・知識が客観的に判断できる（技能保証、能力・質の保証） ・人が育つ ・差別化と誇りにつながる ・不適正処理の撲滅につながる ・連合会のパワーアップと団体の一元化が図れる ・この業界の産業化が進む ・収益改善に繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・二極化が進む ・経費が増加する（時間、金、人） ・廃業が増加する ・人手確保が困難になる ・資格の有無により、本当に差別化が図れるかは不明

別紙 2

研修内容等については、さらなる具体的検討が必要だが、一例として、対象者毎に次のような研修が考えられる。

対 象	内 容
全 て	(内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場力向上のための現場体験（連合会会員の連携により実施） ・ 資源循環に必要な化学的基礎知識と機械工学の基礎知識 ・ 行政動向や各社のノウハウ、好事例について ○現場体験ができることが産廃連で行う大きなメリット
役 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法への対応 ・ 気候変動等国内外の動向の把握 ・ 安心、安全、住民説明の心得について ・ (排出側) 契約に関する責任講習 ・ 廃棄物に関する海外動向 等
新規採用者	※基本的には自社対応だが、自社対応ができない企業に対しては、連合会のネットワークで現場体験等行う
現場・ 主任レベル 業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな技術や社会動向について（特にエネルギー・資源循環関連） ・ コミュニケーション力向上 ・ 工場運営・操業に関する事項 ・ 資格取得者や工場長との意見交換 ・ 事故事例（現場事故、混合による事故、危険物） ・ 現場体験
海外研修生	※資格制度ができてからの受け入れ